

柏崎市民生委員児童委員協議会

災害に 備える 活動指針

令和 7 (2025)年 1 月

柏崎市民生委員児童委員協議会

目次

1. 策定に当たって	2
2. 策定の目的	2
3. 柏崎市民児協 災害に備える原則	3
【災害時の活動について】	
①大原則	
・ 災害時の民生委員活動	4
②平時の活動	
・ 民児協・委員個人が平時から行っておくこと	5
●市民児協事務局	5
●地区民児協	6
●委員個人	7
・ 町内会や関係機関との連携	8
③発災時の活動	
・ 個人情報の持ち出し・保管について	10
・ 民生委員の行動・避難基準	11
【災害別 行動・避難基準】	
(1)地震	11
(2)津波	12
(3)風水害・雪害	12
・ 発災時の委員の安否・被害状況の確認	13
④復旧・復興期の活動	
・ 連携・協力すべき人	14
・ 復旧・復興期の民生委員活動	14
【段階別 柏崎市民児協としての方針】	
(1)災害発生後0日～2日	15
(2)3日～1か月未満	15
(3)1か月以降	16
・ 避難生活者の孤立を防ぐ	16
4. 参考資料	17
5. 策定経過	20

1. 策定に当たって

平成18年に全国民生委員児童委員連合会（以下、「全民児連」）において「災害時一人も見逃さない運動」が提唱されました。この運動は、平成19年に発生した中越沖地震をはじめ、多くの自然災害において迅速な要援護者の安否確認につながりました。一方で、平成23年3月に発生した東日本大震災では、「一人も見逃さない」という言葉や、民生委員・児童委員、主任児童委員（以下、「民生委員」）の強い使命感から、民生委員自身の避難や安全確保が遅れ、多くの尊い命が失われました。

令和5年5月に全民児連が発行した「災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針」の改訂版には、相次ぐ自然災害に際して、民生委員の安全確保が何よりも重要であることが明記されています。

私たち民生委員は、災害時においては、自らと家族の安全確保を最優先しなければなりません。私たちの役割は、地域の相談役として、要支援者をはじめとする地域住民の支えとなることです。災害時に自らの安全を守ってこそ、その役割を果たすことができます。そして、災害時に民生委員が自らの安全を守るためには、平時から災害に備え、地域住民の一員として、関係団体と連携できる状況をつくっておくことが必要です。

本指針は、「平時」「発災時」「復旧・復興期」のそれぞれの時点における民生委員の行動や役割を、民生委員の視点で整理したものです。本指針が今後の委員活動や地区民児協の取組の道筋となれば幸いです。

最後に、本指針の策定に当たっては、各地区民児協から選出された12名の策定会議委員から御協力をいただきました。また、アドバイザーとして特定非営利活動法人トライネット様に御協力いただきました。関係各位には心より感謝申し上げます。

令和7年1月

柏崎市民生委員児童委員協議会 会長 本多 満理子

2. 策定の目的

近年相次ぐ自然災害における民生委員の死傷事例が後を絶ちません。

柏崎市民児協では、全民児連が策定した『災害に備える民生委員・児童委員活動10か条』を参考に、「発災時における身の安全確保の徹底」について、改めて周知を図るとともに、民生委員が安心して活動できる環境をつくるため、本指針を策定しました。

災害時は、住民ひとりひとりの防災意識を高めることで、その被害を大幅に減らすことができます。委員各位におかれましては、民生委員として適切に災害に備え、いかなる場合でも命を守る行動を心がけていただきますようお願いします。

また、町内会、地域団体の皆様におかれましては、民生委員との連携、協力体制の整備について御配慮いただきますようお願い申し上げます。

（注意）本指針の内容は、自然災害を想定したものです。

原子力災害に関しては、市からの指示に従って避難行動をしてください。

3. 柏崎市民児協 災害に備える原則

①大原則

- どんな時でも命を守る行動を

②平時

- 災害への備えは日ごろの委員活動の延長線上にある
- 地域ぐるみの防災活動に協力する

③発災時

- 自分自身と家族の安全確保を最優先
- 危険を伴う状況下での活動は行わない

④復旧・復興期

- 地域全体で支え合いの復旧・復興支援を行う
- 民生委員も被災者のひとり、無理のない活動を心がける

① 大原則

原則

- どんな時でも命を守る行動を

災害時の民生委員・児童委員活動

▶ 災害時の基本は、「率先避難・自分自身や家族の安全確保」

災害時には、なにより自分自身と家族の安全確保を最優先にしてください。また、柏崎市から避難情報が発令されているか、また後述する「民生委員の避難基準（p.11～p.12）」によらず、安全確保ができないと判断した場合は活動しないでください。

民生委員が地域の相談役、つなぎ役として力を発揮するためには、まずは自らの命を守ることが重要です。自らの命を守ることで、その後（避難生活時や復興期）に支援を行うことができます。隣近所に声をかけながら率先避難すること、自分自身の安全確保をすることも、大切な委員活動のひとつです。

率先避難とは？

自らが率先して避難行動をとれば、その姿を見て周囲の人々もついてくる。そのことによって、結果として多くの人びとの命を救うことにつながるという考え方です。避難に際しては大声で避難を呼びかけることも望ましいとされています。

災害時は、避難指示が出ていて多くの人は避難しようとしたい傾向があります。民生委員が声をかけながら率先避難することで、周囲の人に避難を促すことが期待されます。

▶ 民生委員は、あくまで地域の相談役やつなぎ役、見守り役

災害時、避難生活時には、民生委員に無理な要望が寄せられることがあります。

民生委員は、地域の相談役であり、つなぎ役です。専門的な支援や、金銭的な支援は行なうことはできませんし、すべての要求・要望に応えることもできません。災害時の負担軽減のためにも、日頃からまわりに民生委員の役割を伝えていくことが必要です。

また、発災時に要支援者を救助することは、本来の民生委員の役割を超えていきます。地域の一員として救助活動を行う際は、自身の安全確保後、決して一人で動かず、地域住民と協力して対応しましょう。

▶ 民生委員も被災者のひとりであり、発災時や避難生活時に十分に活動できる とは限らない

災害時は地域住民の一員である民生委員も被災者として、心身に大きな負担を負うことと考えられます。「民生委員だから頑張らなければならない」と過大な責任を感じたり、他の民生委員に過重な負担をかけたりせず、互いに無理のない活動を心がけてください。

また、ひとりで抱え込みず、他の民生委員や地域の関係機関・団体と協力・連携していくことが大切です。

② 平時の活動

原則

- 災害への備えは日ごろの委員活動の延長線上にある
- 地域ぐるみの防災活動に協力する

災害時は、平時の取組や関係機関同士の連携、住民自身の防災意識向上により、被害を大幅に減らすことができます。民児協事務局、地区民児協、委員個人がそれぞれの立場で災害に備え、平時から取り組んでおくことが大切です。

また、平時から、地域の関係機関・団体と連携・協力し「地域ぐるみ」で災害に備える体制づくりを準備していくことも重要です。体制作りの協議では、民生委員が中心となるのではなく、地域の一員として地域全体の取り組みに協力することを意識して参加しましょう。

民児協・委員個人が平時に行っておくこと

●市民児協事務局

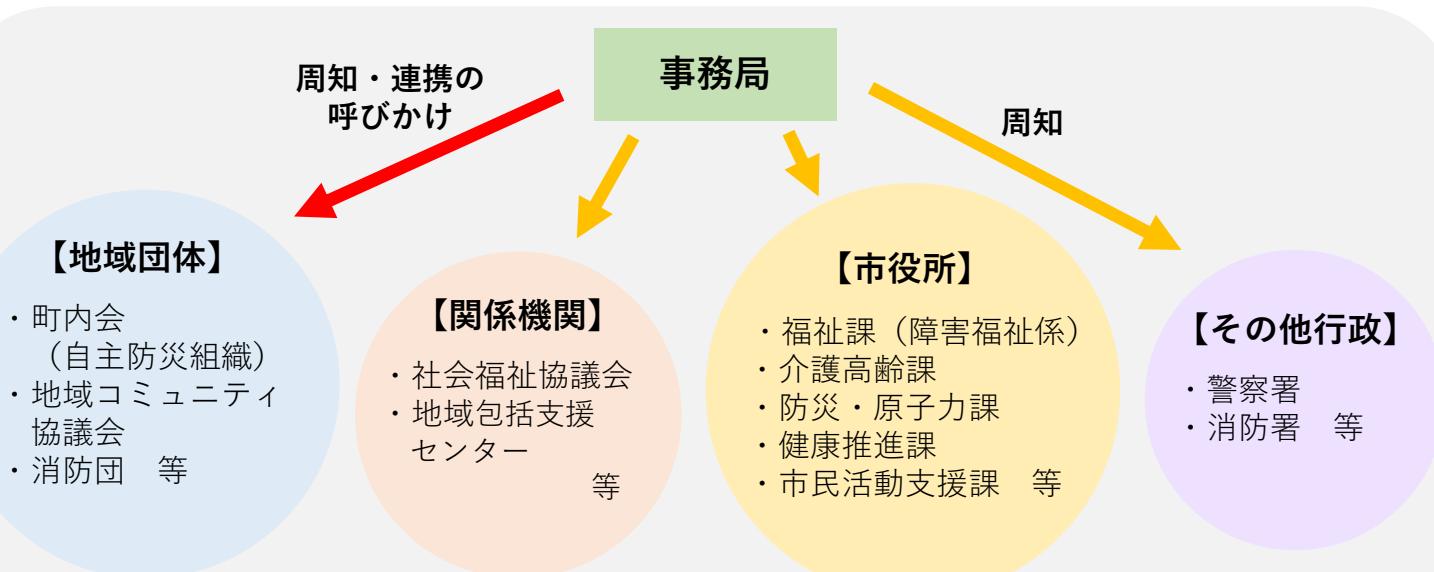
(1)町内会・地域コミュニティ協議会等への周知

災害時は、地域の中での連携・協力が何よりも大切です。

町内会に、災害時の民生委員の役割等を伝えるとともに、町内会（自主防災組織）や消防団、地域コミュニティ協議会との連携について、呼びかけを行います。

(2)関係機関への周知

行政の関係部署や関係機関へ、民生委員の役割や、この活動指針の内容を周知します。



●地区民児協

(1)連絡体制の整備

災害時、地区民児協内での安否・状況確認を行う際に混乱しないよう、平時から地区民児協内での情報共有手段を定めておくことが重要です。特に携帯電話等が通じにくい状況が想定されるため、状況に応じて使い分けられるよう連絡手段は複数定めておきましょう。

また、どの程度の災害レベルで、どの段階で安否確認・報告を行うか取り決めておきましょう。（例：地震であれば、震度5弱以上で、民生委員の安全が確保された段階で安否報告する、等）

情報共有手段（例）

通話、メール利用○

- ・地区民児協緊急連絡網
- ・LINEのグループ機能
- ・各委員から地区会長へ直接連絡

通話、メール利用× 通信機器利用○

- ・災害用伝言ダイヤル（171）の活用

通信機器利用×

- ・近隣の委員同士が徒歩で安否確認
- ・特定の避難所を情報集約場所としておく

※大規模停電、まとまった降雪で移動ができない場合等、様々なパターンを想定しましょう

(2)民生委員の緊急時連絡先の共有・把握

災害時、委員本人と連絡が取れない場合や、委員本人に万が一のことがあった場合の緊急連絡先を、可能な限り共有しておきましょう。

本人の携帯電話、自宅の固定電話、家族・親族の緊急連絡先、市外に避難する場合の避難先等を共有し、把握しておくと安心です。ただし、立ち入った個人情報でもあるため、どこまで共有するのかは地区民児協、委員個人の判断を尊重します。

（参考資料）様式1：民生委員・児童委員 緊急連絡先カード（p.18）

(3)会長・副会長が活動できない場合の体制

地区民児協内で情報共有や安否確認を行う際は、多くの場合、地区会長・副会長を中心となって行いますが、災害時には、必ずしも地区会長・副会長が活動できる状況とは限りません。

平時から、地区会長・副会長が活動できない場合の連絡体制、役割分担を取り決めておくことで、災害時の混乱を防ぐことができます。

※役割の例・・・会長（副会長）代行、関係機関連絡係、情報収集係、等

●委員個人

(1) 地域住民への民生委員の役割周知・自助努力の働きかけ

地域によっては「災害時に民生委員が直接的な避難支援を担ってくれる（助けに来てくれる）」と誤解が生じているケースが見受けられます。

民生委員が率先避難するためにも、日ごろから、地域住民に対し、民生委員は安全が確保できるまで活動できないことを伝えた上で、非常持出品の用意を促したり、最寄りの優先避難所の周知、地域の避難訓練への参加等、自主的な避難行動のための具体的な働きかけを行いましょう。

自ら避難することが困難で、名簿に登載のない方へは、避難行動要支援者登録制度に登録するよう案内をお願いします。

(参考資料) 様式2：最寄りの優先避難所 (p.18)

　　様式3：非常持ち出し品リスト (p.19)

(2) 避難行動要支援者名簿に登載のない「心配な世帯」のリストアップ

高齢者台帳や普段の見守りの中で把握している「心配な世帯」（避難行動要支援者名簿に登載のない世帯）のリストアップを行いましょう。作成したリストは、町内会・自主防災組織等と情報共有し、地域として活用できる仕組みを検討しましょう。

地域にはどんな人が住んでいる？

民生委員の見守り対象の多くが高齢者です。そのため、「心配な世帯」と聞くと、高齢者の顔を思い浮かべる委員も多いと思います。

しかし、災害時に特に支援が必要な「災害弱者」には、高齢者はもちろん、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等が含まれます。

もちろん、すべての「災害弱者」への支援を民生委員が担う必要はありませんが、日頃から地域にどんな人が住んでいるか、日常生活の範囲内で把握し、町内会や自主防災組織等と共有しておくと、災害時のニーズ把握や支援に役立ちます。

(3) 非常持出品や備蓄品の用意

災害時に、民生委員自身やその家族がすぐに避難できるよう、日ごろから非常持出品や備蓄品を用意しておきましょう。

また、避難行動要支援者名簿、心配な世帯リスト等の個人情報は、日ごろから決めた場所に保管しておき、災害時に持ち出せるよう準備しておきましょう。

(参考資料) 様式3：非常持ち出し品リスト (p.19)

(4) 地域の防災活動への協力・参加

災害時はパニック状態になり、どのように行動して良いかわからなくなるものです。そういう時に冷静に行動するためには、定期的に、地域の防災避難訓練等に協力・参加し、動きや役割をあらかじめシミュレーションしておくことが大切です。

可能であれば、町内会・自主防災組織等との間で事前の役割、流れの確認や、訓練実施後の振り返りなどを行い、課題や改善点を共有する機会を設けましょう。

町内会や関係機関との連携

いつ起きるとも知れない災害発生に備え、平時から地域の関係機関・団体が連携体制を整備しておくことが重要です。町内会・自主防災組織、地域コミュニティ協議会、消防団、そして民生委員が協力し、地域全体の防災意識・防災力を高めていく必要があります。

市では、避難行動要支援者名簿は、町内会（自主防災組織）、地域コミュニティ協議会、消防団、民生委員に配布されています。災害時に、これらの組織がスムーズに連携できるよう、平時から地域にネットワークを作り上げ、情報共有や役割分担をしておきましょう。ただし、民生委員自らが中心となるのではなく、地域全体の取り組みとして進めていくことが大切です。

町内会や地域コミュニティ協議会との情報共有の場を設けましょう！

災害対応に限らず、地域と連携、情報共有することは、日ごろの民生委員活動にも有効です。町内会や地域コミュニティ協議会等と情報共有の機会を設け、お互いの役割・業務の理解や、困りごとを把握することで、普段とは違う目線で地域を見ることができたり、災害時にもより強く連携することができます。

懇談会や茶話会といった形で、定期的に民生委員と町内会、地域団体が情報共有できる機会を設けましょう。

取り決めておく内容

(1)連絡体制の整備・災害時の役割分担の取り決め

災害発生時やその後の避難生活において、地域の関係機関・団体がスムーズに連携できるよう、事前にそれぞれの役割を決め、相互に連絡が取り合える体制を整えましょう。また、民生委員自身が被災し、活動が困難になった場合の支援体制についても話し合っておきましょう。

■事前に取り決め、共有しておくと良いこと (例)

- ・連絡手段（電話やメッセージアプリ等）
- ・誰と連絡を取り合うか（誰かに情報を集約するのか、連絡網方式とするのか等）
- ・災害発生時の避難場所（集合場所）
- ・誰がどの避難所へ避難するのか
- ・それぞれの組織の動き、役割（誰が要支援者に連絡するのか）

※地域の実情に応じて、必要な事項について取り決めておきましょう

(2)個人情報共有方法の取り決め

避難行動要支援者名簿登載者や、名簿に登載のない「気になる人・心配な人」の情報をどこまで・どのように共有するか取り決めておきましょう。

民生委員法では、民生委員として知り得た秘密や相談内容に、守秘義務が課せられます。このため、共有する内容は、地域住民が知りえる程度の情報（「足が悪く避難が難しい」「子どもと同居だが、日中は独居になる」等）に留め、細かい情報や緊急連絡先の漏洩には十分注意してください。

■情報共有方法の実例①

- ・町内会と民生委員で協力し、独自の「災害時確認者名簿」を作成（個人情報に配慮し、細かい情報は記載しない）

■情報共有方法の実例②

- ・町内地図を使い、心配な世帯をサークルで色分け表示した独自資料を作成（色分けすることで、視覚的にも分かりやすい）

(3)災害発生後の避難者リストの共有の取り決め

災害発生後、避難所等で把握した避難者リストは、町内会・自主防災組織等、地域の関係機関、行政との間で共有できるようにしましょう。また、避難所では、定期的に情報共有を行い、住民が避難所から別の避難先に移動したり、自宅に戻ったりした場合などに、関係者が把握できるようにしておきましょう。

③ 発災時の活動

原則

- 自分自身と家族の安全確保を最優先
- 危険を伴う状況下での活動は行わない

災害発生直後には、自分自身と家族の安全確保が最優先となります。地域の相談役・つなぎ役として民生委員が力を発揮するためには、まずは自身と家族の命を守り、安全を確保することが大切です。危険を伴う状況下や、安全が確保されない中の活動は、二次被害、三次被害につながるおそれもあります。災害時は、できる限り率先避難に努めるとともに、周囲の住民の避難を促すようにしましょう。

個人情報の持ち出し・保管について

災害時の取扱い

- ▶ 避難行動要支援者名簿は可能な限り持ち出す
- ▶ 高齢者台帳は持ち出さない（自宅保管）

民生委員は「避難行動要支援者名簿」や「高齢者台帳」の個人情報を所持しています。これらの個人情報は、災害時においても、要支援者や心配な世帯の情報を確認するために有効ですが、それぞれの持ち出し・共有についての取扱いは、以下のとおり定められています。

これらのこと踏まえ市民児協として、災害時には「避難行動要支援者名簿は可能な限り持ち出す、高齢者台帳は持ち出さない（自宅で保管）」という取り決めとします。

また、「高齢者台帳」などの民生委員の守秘義務に基づいて提供された個人情報は、家族に対しても内容を明かすことはできませんが、緊急時に保管場所がわからないということがないよう、家族や地区民児協会長には、平時から保管場所を知らせるようにしておきましょう。

●●● 持ち出し・保管についての取扱い ●●●

■避難行動要支援者名簿・・・

同意者名簿は、避難支援等関係者（自主防災組織（町内会）、コミセン、消防団、民生委員）に配布されており、平時から情報共有が可能である。

未同意者名簿は、平時は町内会役員の一部等、狭い範囲での共有とする。

なお、災害発生時は人命救助が優先されるため、上記の取扱いに関わらず地域での避難支援に活用することが可能。

■高齢者台帳・・・

本人からの同意を得て作成しているものではなく、民生委員の守秘義務を前提に提供されているため、原則持ち出しはできない。

民生委員の行動・避難基準

発災時、災害の段階ごとの民生委員の行動・避難基準を以下のとおりとします。なお、基準以下であっても安全確保ができないと判断した場合は、率先避難してください。

また、基準を超える状況であっても避難所への移動が危険（自宅内での退避が安全）であると判断した場合は、無理に基準に合わせて避難する必要はありません。地区民児協や町内会・自主防災組織等と状況・居場所の共有は隨時行いましょう。

●災害別 行動・避難基準

柏崎市発行

「防災ガイドブック」にも
目を通しておきましょう！



(1)地震

避難判断基準：震度5強以上の地震発生 または 家屋倒壊の恐れがあるとき

参考

優先開設避難所基準：柏崎市内、高柳町内、西山町内のいずれかで震度5弱以上の地震が発生

震度	体感・被害レベル	行動・避難基準
1	敏感な人は揺れを感じる	
2	屋内にいる大半の人は揺れを感じる	
3	揺れをしっかり感じ、食器が音を立てる	
4	電灯が大きく揺れる	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて安否確認・声かけ（揺れが収まった後等）
5弱	恐怖を覚え、ものにつかまりたい 壁などに軽微なひび、落石や液状化が発生	<ul style="list-style-type: none"> 自分自身と家族の安全確保 状況把握 支援対象者へ安否確認や声かけ
5強	ものにつかまらないと歩けない 壁や梁などにひび、亀裂、ブロック塀が崩れる	<div style="background-color: red; color: white; padding: 2px 10px; text-align: center;">避難基準</div> <ul style="list-style-type: none"> 率先避難（隣近所と声をかけ合う） 自分自身と家族の安全確保 状況把握や安否確認（委員同士、支援対象者等）
6弱	立っていることが困難になる 建物が傾いたり倒れることも、窓ガラスが破損、ドアが開かない	
6強	立っていられない、這って動くのがやっと 建物が傾き倒れる、家具のほとんどが倒れる、地割れ・地すべり	
7	動くことはできない、飛ばされることもある ビル倒壊、広域でライフライン停止、大規模な地割れ・地すべり	

(2)津波 ※原則、浸水想定地域のみ

(その他の地域であっても、不安がある場合は避難する)

避難判断基準：津波警報以上

参考

優先開設避難所基準：津波注意報以上の発令及び開設の指示があった場合

	数値 (高さ予想)	とるべき行動	行動・避難基準
津波注意報	1 m (0.2~1m)	<ul style="list-style-type: none"> ・浸水が想定される地域から離れる ・海や川に近づかない ・いつでも逃げられる態勢で自宅待機 	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・浸水想定地域に居住する支援対象者に電話等で避難準備を促す
津波警報	3 m (1~3m)		避難基準
大津波警報 【特別警報】	5 m~ (3m~)	<ul style="list-style-type: none"> ・ただちに近くの避難所や高台に避難する ・ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難する 	<ul style="list-style-type: none"> ・率先避難（隣近所と声をかけ合う） ・安全確保後、状況把握や安否確認（委員同士、支援対象者等）

(3)風水害・雪害 ※災害の危険がある地域のみ

避難判断基準：警戒レベル4

参考

優先開設避難所基準：開設の指示があった場合

警戒レベル 【避難情報】	とるべき行動	行動・避難基準
警戒レベル1	報道（テレビ・ラジオ等）で気象情報を確認して心構えをする	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握
警戒レベル2	防災ガイドブックやハザードマップで避難行動を確認する	
警戒レベル3 【高齢者等避難】	災害の危険がある場所に居住している住民のうち、 避難に時間がかかる人は避難 (高齢者、障がい者、妊娠婦・乳幼児等)	<ul style="list-style-type: none"> ・状況把握 ・可能な範囲で、電話等で要支援者等（避難に時間がかかる方）へ避難を促す
警戒レベル4 【避難指示】	災害の危険がある場所に居住している住民は 全員避難	<ul style="list-style-type: none"> ・率先避難（隣近所と声をかけ合う） ・安全確保後、状況把握や安否確認（委員同士、要支援者等） ・避難所内の支援活動
警戒レベル5 【緊急安全確保】	災害発生中 命を守る最善の行動をとる	

二次災害への対応について

災害対応では、地震や風水害・雪害などの災害に伴う二次災害の発生にも注意が必要です。二次災害とは、一次災害に派生して起こる災害のことで、例えば、地震後の火災や土砂崩れ、大雪時の長時間停電などが該当します。

発生する二次災害の種類は、住宅密集地や山間地など地域特性によっても異なるため、地区民児協内で、自地区に起こりうる二次災害への対応策も検討してみましょう。

発災時の安否・被害状況の確認

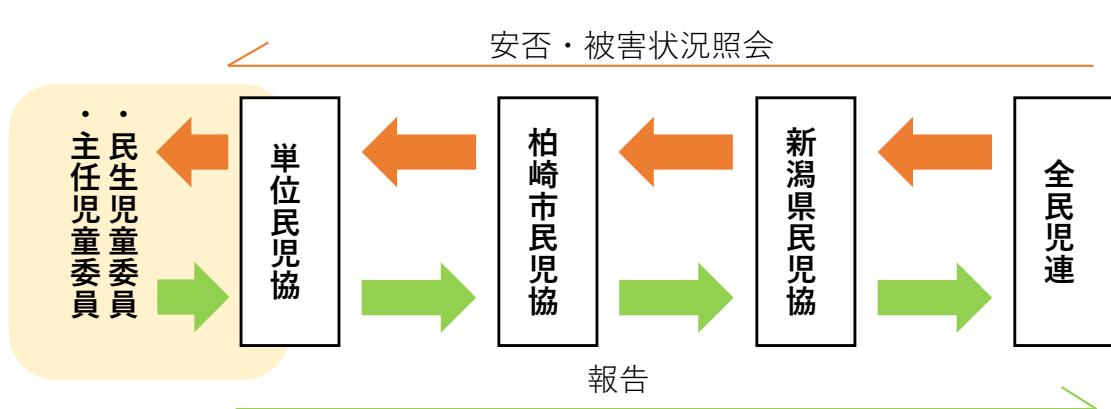
災害発生直後は、各地区民児協内で、委員の安否確認を行ってください。

柏崎市民児協事務局から各地区民児協への安否・被害状況の確認基準の目安は、右表のとおりとします。ただし、災害の状況により、事務局からの確認連絡ができない場合もあります。

各地区民児協内の委員の安否・状況確認基準については、事前に各地区民児協内で取り決めを行い、事務局からの確認連絡がない場合も、地区民児協の取り決めに基づき安否・被害状況確認を行ってください。

●柏崎市民児協 安否・被害状況確認基準

災害の種類	安否・状況確認基準
地震	震度 5 強以上
津波	津波警報以上
風水害	災害レベル 4 以上
その他 (大規模停電等)	状況に応じて



④復旧・復興期の活動

原則

- 地域全体で支え合いの復旧・復興支援を行う
- 民生委員も被災者のひとり、無理のない活動を心がける

地域の相談役として、被災者に寄り添い、支援の必要性が高い人に、必要な支援が届くよう配慮します。ただし、民生委員も被災者であることも考えられます。民生委員だから頑張らなければいけない、とひとりで抱え込まず、まずは自身の生活の立て直しや気持ちの整理を行い、委員同士で励まし合いながら、できる範囲の活動をすることが大切です。

連携・協力すべき団体等

●町内会・自主防災組織等

避難後は、町内会・自主防災組織等と協力し、避難者の把握や逃げ遅れ者の確認、状況把握を行います。平時から避難時の動きを話し合っておきましょう。

●行政

災害時は行政職員が避難所を開設します。避難者の情報、ボランティア支援や専門職員の派遣日程の把握、住民からの要望の伝達など必要な情報を行政職員と共有しましょう。

●専門機関・職員

住民のニーズを把握し、専門的な支援（医師や保健師等）や災害ボランティア等の支援につなげられるよう調整しましょう。

●ボランティア

●地区民児協・委員同士

地区民児協内で、できるだけ定期的に情報共有の機会を設けてください。委員が孤立しないよう、みんなで支え合える体制をつくりましょう。

復旧・復興期の民生委員活動

柏崎市民児協としての活動方針、優先度を、段階ごとに次のとおり定めました。この方針を参考に、地域での災害支援に協力しましょう。

しかし、実際には、方針に記載した以外にも、様々な活動が発生し、地域住民からの要望も寄せられます。

民生委員がすべての要望や要求に応える必要はありません。民生委員が専門的支援や金銭的支援を行うことはできませんし、対応できない要求に応えることはできません。また、民生委員自身の被災状況によっては、十分に活動ができないことも想定されます。

相談支援やつなぎ役等の民生委員活動については、無理のない範囲で行なうことが望ましいですが、民生委員活動外のことについては、対応できないことや民生委員の活動の範囲でないことなどを明確に伝え、過度の負担を抱え込まないようにしましょう。

●段階別 柏崎市民児協としての方針

(1) 災害発生後 0日～2日

優先度	活動	市民児協としての方針
最高	避難者の把握・安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保後、最優先で行う ・避難者リストと避難行動要支援者名簿を照らし合わせるなどして、要支援者が避難しているか確認する
高	要支援者の避難先の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援者がどこに避難しているか確認する (避難所、在宅避難、それ以外の場所等)
高	町内会や自主防災組織等と情報共有 (逃げ遅れがないか等)	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会や自主防災組織等と避難者等の情報共有を行う ・逃げ遅れのおそれがあった場合の対応を協議する
中	地区民児協内の委員安否確認	<ul style="list-style-type: none"> ・安全確保や避難者の確認等を優先し、状況が落ち着いてから行う ・原則、地区民児協役員が中心となって行う
低	避難所内での住民の誘導	<ul style="list-style-type: none"> ・人員不足等の状況に応じ、行政・関係機関へ協力する
不要	避難所受け入れ態勢の協力 (避難所の設営や受付準備)	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員としては行わない ※地域住民、避難者の一人として協力する場合あり

(2) 3日～1か月未満

優先度	活動	市民児協としての方針
最高	要支援者・配慮者の見守り、相談、ニーズの把握→可能な範囲で支援へつなぐ	<ul style="list-style-type: none"> ・避難している要支援者の見守りを行い、困りごとはないか等相談支援を行う ・ニーズ、要望があれば聞き取り、可能な範囲で行政や関係者へつなぐ
高	地区民児協内の情報交換、被害状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> ・状況が落ち着いた段階で、地区民児協内の情報を共有する ・原則、地区民児協役員が中心となって行う
高	避難所避難者と在宅避難者それぞれの把握	<ul style="list-style-type: none"> ・行政や町内会、自主防災組織等と情報共有しながら、要支援者の避難場所を把握しておく
不要	避難所運営への協力 (支援物資の受け入れや配布、衛生管理等)	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員としては行わない ※地域住民、避難者の一人として協力する場合あり

(3) 1か月以降

優先度	活動	市民児協としての方針
最高	災害ケースマネジメント（※）への協力	・相談等により被災状況や生活状況を把握しながら、必要に応じて専門機関とも連携し、継続的に見守りを行う
高	地区民児協内での情報共有、協力（災害規模が大きい地域への応援）	・各委員の状況確認や委員の孤立を防ぐため、定期的に情報共有の機会を設ける ・各地区の状況を事務局が取りまとめ、市民児協全体でも情報共有を図る ・状況に応じ、委員同士での応援・協力
高	避難所内外での継続した見守り、相談支援（在宅避難者含む）	・要支援者、要配慮者（名簿に登載されていない方含む）の見守り、相談支援を行う
低	支援物資の配布	・原則、民生委員としては行わないが、見守り対象者に限り行うことはあり得る ※地域住民、避難者の一人として協力する場合あり

※ 災害ケースマネジメントとは・・・

被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取り組み

避難生活者の孤立を防ぐ

避難生活は、精神的にも肉体的にも大きな負担が生じます。特に体力が低下している高齢者等においては、発災直後は無事が確認できても、避難生活の疲労や恐怖・不安感による精神的負担で亡くなるケース（いわゆる災害関連死）が多いとされています。それを防ぐためにも、定期的な安否確認やニーズの把握を行い、適切な専門的支援につなぐことが期待されます。

また、避難所から仮設住宅や復興住宅へ転居後は、新たなコミュニティでの生活へと環境が変化します。近年の被災地では、新たなコミュニティでの孤立や、仮設住宅に引きこもってしまう事例も多く見られます。行政や関係機関、災害支援のNPO法人と連携しながら、訪問や行事参加への促しなど、孤立を防ぐ取組を進めましょう。

見守り対象の「気になる方・心配な方」が、別の担当区域に転居する場合は、可能な限り転居先の民生委員と情報共有し、支援が途切れないようにしましょう！

4. 参考資料

○災害に備える民生委員・児童委員活動10か条

(民生委員・児童委員として災害に向き合う大原則)

第1条 自分自身と家族の安全確保を最優先に考える

第2条 無理のない活動を心がける

(平常時の取り組みの基本)

第3条 「地域ぐるみ」で災害に備える

第4条 災害への備えは日ごろの委員活動の延長線上にあることを意識する

第5条 民児協の方針を組織として決定し、行政や住民等にも周知する

(市町村と協議しておくべきこと)

第6条 名簿などの個人情報の保管方法、更新方法を決めておく

第7条 情報共有のあり方を決めておく

(発災後の民児協活動において留意すべきこと)

第8条 委員同士の支え合い、民児協による委員支援を重視する

(避難生活から復旧・復興期の活動で意識すべきこと)

第9条 支援が必要な人に、支援が届くように配慮する

第10条 孤立を防ぎ、地域の絆の維持や再構築を働きかける

出典：全国民生委員児童委員連合会 “災害に備える民生委員・児童委員活動に関する指針（民生委員・児童委員による災害時要援護者支援活動に関する指針 改訂第4版）”

○関係機関等連絡先一覧

機関・団体	電話番号	機関・団体	電話番号
柏崎市役所（代表）	23-5111		
◦福祉課総務係 (民児協事務局)	41-5650		
◦介護高齢課	21-2228		
◦防災・原子力課	21-2323		
柏崎市社会福祉協議会	22-1411		
柏崎警察署	21-0110		
柏崎市消防本部	24-1500		

民生委員・児童委員 緊急連絡先カード

委員氏名		
電話番号	自宅:	携帯:
住所		
緊急連絡先	氏名:	(続柄:)
	電話番号:	
自宅以外の避難先		

あなたの最寄りの優先開設避難所

○

○

○

災害(土砂崩れ等)の危険があるときや、家屋倒壊の危険があるときは、
非常持ち出し品を持って、避難所へ避難しましょう！

非常持出品リスト（参考）

地震、水害、土砂災害、火災など、災害の種類によって持ち出し品が変わる可能性もあるため、どのような状況で持ち出すのかを想定して準備しましょう。

また、避難所での生活（朝起きてから寝るまで）を具体的に想像して、部門別で考えておくことも重要です。

※持ち出し品が雨などで濡れないように、透明で口を閉じることができるフリーザーバッグに部門別で収納することをお勧めします。

『すぐに必要なもの！　なければ困るもの！　自分で考え準備する！』

避難時

- 懐中電灯
- ホイッスルや防犯ブザー
- ※高い音が鳴るもの
- 軍手・革手袋
- 雨具
- 簡易（携帯）トイレ
- スリッパ

避難生活時（必需品）

- 常備薬・持病薬・おくすり手帳
- メガネ（コンタクトレンズ）
- マスク
- 体温計
- 消毒ジェル・ウェットシート
- 洗面セット、口腔ケアセット（歯ブラシ等）

応急手当用 救急セット

- 消毒液
- ガーゼ・包帯・サージカルテープ
- ピンセット
- タオル

貴重品

- 現金（小銭を多めに）
- 緊急連絡先メモ
- 重要書類のコピー
- ※身分証明書や通帳、加入保険の証書等

情報収集ツール

- 携帯電話・スマートフォンの充電ケーブル
- 携帯用バッテリー（乾電池式が◎）
- 乾電池
- 携帯ラジオ（手回し発電機能があると◎）

食料品

- 水
- 非常食
(調理不要で食べられるレトルト品等)
- ※非常時の持出用：最低1日分×家族の人数
備蓄：最低3日分×家族の人数

その他

- 【冬場】カイロ・防寒着等
- 【夏場】汗拭きシート、塩タブレット、
経口補水液等
- 電源延長ケーブル
- 筆記用具・メモ帳



※柏崎市防災ガイドブックも参照ください

①大原則

►どんな時でも命を守る行動を

ポイント

- ・自分自身や家族の安全確保を最優先します
- ・民生委員はあくまで「地域のつなぎ役」
- ・民生委員も被災者のひとりです。無理のない活動を心がけましょう

②平時

- 災害への備えは日ごろの委員活動の延長線上にある
- 地域ぐるみの防災活動に協力する

ポイント

- ・民児協、委員個人がそれぞれの立場で災害に備えましょう
- ・町内会や関係機関と連携し、地域全体の防災力を高めましょう

④復旧・復興期

- 民生委員も被災者のひとり、無理のない活動を心がける
- 地域全体で支え合いの復旧・復興支援を行つ

ポイント

- ・連携・協力すべき団体等について確認しましょう
- ・段階ごとに優先すべき事項を整理しましょう
- ・避難者が孤立しないよう配慮しましょう

③発災時

- 自分自身と家族の安全確保を最優先
- 危険を伴う状況下での活動は行わない

ポイント

- ・個人情報の持ち出し・保管方法について再確認しましょう
- ・行動・避難基準を確認しましょう